

大田市男女共同参画年次報告

(平成27年度具体的施策推進状況)

島根県大田市

本書は、大田市男女共同参画推進条例
第14条に基づく年次報告書です。

I 施策の推進状況

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直し…………… 1
- 2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進…………… 2
- 3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進…………… 3
- 4 人権の尊重…………… 4
- 5 国際的視野に立った男女共同参画の推進…………… 4

II 具体的施策の実施状況

- 1 平成27年度実施状況…………… 5

資料編

- 1 大田市男女共同参画推進条例…………… 29
- 2 大田市男女共同参画推進委員会規則…………… 32
- 3 大田市男女共同参画推進本部設置規程…………… 33
- 4 各種審議会等女性の参画状況調べ…………… 34
- 5 大田市男女共同参画計画の体系…………… 37

I 平成27年度施策の推進状況

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直し

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことのできる“人権尊重のまちづくり”を推進していくには、これまでの社会の仕組みや慣行にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことが重要です。

大田市においては、市民の意識改革のための啓発活動として、しまね女性センターと共催し、シニア世代の男性を対象として、男女共同参画の視点を取り入れた参加型セミナーを開催し、男女共同参画意識の向上を促しました。また、サンレディー大田と共催して講演会や研修会を開催するなど、あらゆる場面において啓発活動を実施しました。情報発信については、大田市ホームページや広報紙、告知放送など様々な媒体を利用し啓発に努めました。大田市男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇を制作し、ケーブルテレビで年間を通して放送するなど男女共同参画について地域全体で意識向上が図られるよう啓発活動に努めました。

学校教育においては、男女平等の理念に基づいて、学校経営・学級経営を進め、年間の指導計画にそって各学年の教科等の中で男女平等について学習し、男女の違いを認め合いながら、互いに尊重し合うことや生命の大切さを伝え、より良い生き方について学習しました。また、班や係活動などの日常生活で、男女にとらわれず分担し活動することに配慮し、性別による役割分担を排除するようにしました。また、「法の下での平等」、「男女共同参画社会基本法」についての学習を通して、性別にかかわらず個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現について学習を進めました。

幼児教育においては、男女を問わず一人ひとりが互いに信頼し、助け合うことの大切さを伝えるとともに、遊びや生活などの様々な場面の中で随時指導を行いました。幼児期後半になると男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別の捉え方でなく、個々が自分の思いを素直に表現し、それを受け入れられるような温かい集団づくりを心がけました。

また、教職員はさまざまな研修会に参加したり、様々な事例や情報誌等を活用した職員研修会を実施するなどして意識啓発に努めるとともに、ジェンダーにとらわれず児童・生徒を指導することについて共通認識を図りました。保護者に対しては、学校だより・保健だよりを通して「性の役割」や「異性理解」について

児童・生徒が学んだことを知らせたり、また、まちづくりセンターとPTAが連携して人権研修会を開催し、地域の方々も含めた意識啓発を行いました。

平成26年12月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担について、肯定的な意見は36.2%、否定的な意見は62.5%となっており、5年前の調査と比べると、性別役割分担意識は少しずつ改善されつつありますが、依然として存在しています。引き続き、家庭や職場、地域において、性別役割分担意識や社会通念、慣習の解消と男女共同参画への正しい認識を促すための意識啓発を進める必要があります。各ブロック公民館が中心となり、各まちづくりセンターと連携して様々な事業等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施しました。

また、今後も継続して、しまね女性センターやサンレディー大田、大田市男女共同参画サポーターと連携を深め、市民を対象とした啓発活動に取り組みます。

基本目標2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

当市における各種審議会等への女性の参画率については、『平成27年までに5分の2（40%）以上、女性委員のいない審議会等についても「皆無」となるように努める』と計画に掲げています。

平成27年4月1日現在の参画率は31.2%であり、平成26年（30.8%）に比べ0.4ポイント増加しています。目標からすると低い数字になっていますが、女性委員のいない審議会等については少しずつ解消されつつあります。

また、個々の審議会の内訳をみると、保健や福祉、教育の分野での女性の参画は進んでいますが、他の分野においては依然として女性の参画が進んでいない状況です。女性委員のいない審議会等の解消を図るよう、引き続き積極的に女性の参画推進に努めます。

農山漁村における女性の参画の促進については、大田市人・農地プラン検討委員会設置要綱に基づく委員12名のうち、女性委員が4名を占めており、女性の意見が反映できる体制となっています。

次に、女性の人材育成については、しまね女性センターあすてらすやサンレディー大田との共催で男女共同参画講演会などを実施し、さまざまな学習の機会を提供しました。また、公民館事業などをはじめ、様々な事業をとおり、地域のリーダーとなる人材の育成に努めます。

市民にとって最も身近な方針決定の場である自治会等については、依然として女性の参画が進んでいない状況にあります。地域の社会教育の拠点である公民館や、まちづくりの拠点であるまちづくりセンターと協力し、地域における男女共

同参画に向けた意識改革の取組みを進める必要があります。

基本目標 3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

家庭、職場、地域における男女共同参画を推進するためには、男女がともに仕事と家庭生活・地域活動等の両立ができる社会を実現するための環境づくりが必要です。

まず、子育て支援の充実については、仕事と家庭の両立支援として、幼稚園での「預かり保育」や「保育後の園庭開放」の実施や、保育園での延長保育等の特別保育事業、また放課後児童クラブ等を実施するなど、多様な保育サービスの提供に努めました。また、安心して妊娠・出産・育児をするために、新たに無料で受診できる妊婦歯科検診を開始し、妊産婦面接、乳幼児健診、離乳食教室などの定期的な実施や、一般不妊治療費助成制度による助成を行い、様々な制度やサービスの充実を目指しました。

次に、固定的な性別役割分担意識の払拭のためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が営まれるよう啓発を行うことが必要です。サンレディー大田、しまね女性センター、及び公民館等において講演会等を開催し男女共同参画について啓発活動を実施しました。また、一部のまちづくりセンターでは男性のための料理教室を開催するとともに、小学校と連携を図り、まちづくりセンター地域福祉活動をとおして家庭における男女共同参画の推進を図りました。

女性が働くための環境整備については、市内の事業主に対して、母性保護に関連する法律の遵守についての啓発に努めました。また、大田市役所では特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性職員の育児参加及び育児休暇・休業制度の取得と積極的な利用促進に努めました。

さらに今後は、雇用の平等に向けて企業への啓発を行い、職場のセクシュアル・ハラスメントの防止についても、さまざまな広報媒体を利用して周知や啓発に努めていきます。

農林水産業等の分野では、女性の経済的地位の向上をめざして、JAしまね石見銀山女性部加工グループ旬彩工房「きれんげ」を中心に地元食材を使用した「地産地消弁当」の定期的な販売や「農家レストラン」を開催し、「食」と「農」について理解を求める活動に取り組みました。

さらに、介護予防と高齢者の地域活動への参加を促進するために、各地域において介護予防教育や地域介護予防活動支援事業を実施しました。今後も、職場、地域、家庭での男女共同参画を進め、人々が性別にかかわらず個人の能力と個性を活かして生活できるよう、関係機関と協力・連携を図りながら環境整備に努

めていきます。

基本目標 4 人権の尊重

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために解決しなければならない課題の一つに「女性に対する暴力の根絶」があります。暴力は犯罪であることを認識してもらうとともに、継続して暴力の根絶に向けた広報の発行や、人権意識を高めるための、学習・啓発の機会を提供します。

また、DVや児童虐待、高齢者虐待など家庭生活における暴力は身近で起こる重大な人権侵害として包括的に捉えていく必要があります。これらの問題については、問題を把握した段階で、関係部署や関係機関と連携し支援を行っています。

市民への啓発としては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間や「児童虐待防止推進月間」に、関係機関と合同で市内のショッピングセンターにおいて、女性や児童に対する暴力根絶のための街頭活動を実施しました。

小・中学校では、全体計画や年間計画に基づいて各学年に応じた性教育を進めるとともに、人権週間や地域との交流、そして授業公開をとおして、一人ひとりを大切にし、互いを尊重することの大切さについて指導しました。

今後も関係部署や関係機関との連携に努め、被害者支援の充実を図るとともに、女性に対する暴力は、女性の人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて人権教育を進めていく必要があります。

基本目標 5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

世界遺産「石見銀山遺跡」の情報発信にあわせ、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」の理解・認識の促進についての取り組みを行います。また、国際文化講座や韓国文化体験講座を開催し、異文化についての正しい理解を深めるとともに、公民館やまちづくりセンターで開催される国際交流事業への女性の積極的参加の促進に努めます。

また、市内に在住する外国人が抱える問題や悩みなどの相談に対して、多言語での対応ができる、あすてらす女性相談室や公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口を紹介しています。

また、平成27年度より外国人住民の抱える問題を把握し、適切な行政サービスをサポートするための、「島根県外国人地域サポーター」が島根県より委嘱され、外国人住民と行政等の橋渡しを担うための相談窓口となっています。

平成27年度 具体的施策の実施状況

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直し

【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しと対応策の検討	<p>〇〇大田市男女共同参画推進委員会において、男女共同参画社会実現のための啓発方法を協議すると共に、「男女共同参画に関する市民意識調査」に関する検証を行った。</p> <p>開催日：8月27日、3月15日</p>	人権推進課
男女共同参画社会の実現のための啓発活動の実施	<p>〇あすてらすフェスティバル2015(6/13)を島根県と共催で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「笑って考えるワーク・ライフ・バランス ～イクメン東大教授の指南するもっと子育てしやすい社会」 講師：瀬地山角氏（東京大学大学院総合文化研修科教授） ・参加者：300名 <p>〇男女共同参画推進週間（6/23～6/29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。</p> <p>〇男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。</p> <p>撮影場所：大森町 西性寺</p> <p>〇男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。（3/12）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「続・輝くシニアになるための男の生き方セミナー 一生使える整理力整理整頓のコツを学んで暮らしも生き方のスッキリと！」 ・講師：佐藤亮介さん（整理ist, 整理整頓アドバイザー） ・会場：しまね女性センター ・参加者：26名 <p>〇大田市合併10周年記念男女共同参画講演会をサンレディー大田と共催し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「志高く働くことは 思いを叶えること」 講師：赤松良子氏（公益財団法人日本ユニセフ協会会長） ・参加者：150名 	人権推進課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署																		
男女共同参画社会の実現のための啓発活動の実施	<p>○様々な事例や情報誌等を活用した研修を通して、人権意識を高めた。</p> <p>○園児名簿作成にあたっては、男女混合名簿とした。</p>	教委総務課 (幼稚園)																		
男女共同参画社会の実現のための啓発活動の実施	<p>○学校だより、保健だより、人権教育だより、学級通信などにより男女平等社会実現のための情報発信を行った。</p> <p>○人権に関する標語・ポスター・人権作文の募集・応募の取り組みを行った。</p> <p>○係活動、役割分担等での性別的な役割分担を排除した。</p> <p>○家庭科の学習において、家庭の在り方や家族の人間関係などに関する指導を行った。</p> <p>○子どもの権利条約をもとに、性差に関係なくどの子ども等しく大切にされることや、両性が助け合い、力を合わせてくらししていくことの意義を説話した。</p> <p>○人権・同和教育職員研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図った。</p> <p>○ハラスメント防止や職員集団の人間関係づくり等、職員会議等で資料を配布し、周知および共通理解に努めた。</p> <p>○児童名簿作成にあたっては男女混合名簿とした。</p>	教委総務課 (小・中学校)																		
	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・人権・同和教育講演会</td> <td>14回開催</td> <td>488人参加</td> </tr> <tr> <td>・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座</td> <td>11回開催</td> <td>236人参加</td> </tr> <tr> <td>・親子体験活動・交流活動</td> <td>9回開催</td> <td>472人参加</td> </tr> <tr> <td>・パパクッキング教室</td> <td>2回開催</td> <td>38人参加</td> </tr> <tr> <td>・読み聞かせ研修会</td> <td>5回開催</td> <td>105人参加</td> </tr> <tr> <td>・思春期・赤ちゃん交流学習事業</td> <td>13回開催</td> <td>1,061人参加</td> </tr> </table>	・人権・同和教育講演会	14回開催	488人参加	・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座	11回開催	236人参加	・親子体験活動・交流活動	9回開催	472人参加	・パパクッキング教室	2回開催	38人参加	・読み聞かせ研修会	5回開催	105人参加	・思春期・赤ちゃん交流学習事業	13回開催	1,061人参加	社会教育課
・人権・同和教育講演会	14回開催	488人参加																		
・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座	11回開催	236人参加																		
・親子体験活動・交流活動	9回開催	472人参加																		
・パパクッキング教室	2回開催	38人参加																		
・読み聞かせ研修会	5回開催	105人参加																		
・思春期・赤ちゃん交流学習事業	13回開催	1,061人参加																		

【男女共同参画社会に向けた意識の改革】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
広報等を活用した意識啓発	<p>○男女共同参画週間(6/23～29)の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。</p> <p>【再掲】</p> <p>○男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。【再掲】</p> <p>○関係機関と共催で開催した講座について、広報、ホームページ、ぎんざんテレビ等を通じて情報提供に努めた。【再掲】</p>	人権推進課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
市職員の意識啓発	<p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催し、市職員が参加した。(3/12)</p>	人権推進課
	<p>○職員人権・同和問題研修会へ新規採用職員12名を受講させた。 ○人権推進課で実施する人権研修に協力した。</p>	人事課
地域における意識啓発	<p>○あすてらすフェスティバル2015(6/13)を島根県と共催で開催した。 ・講演会 演題：「笑って考えるワーク・ライフ・バランス ～イクメン東大教授の指南するもっと子育てしやすい社会」 講師： 瀬地山角氏（東京大学大学院総合文化研修科教授） ・参加者：300名 【再掲】</p> <p>○男女共同参画週間(6/23～29)の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。 【再掲】</p> <p>○男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。 撮影場所：大森町 西性寺【再掲】</p> <p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/12) ・テーマ：「続・輝くシニアになるための男の生き方セミナー 一生使える整理力整理整頓のコツを学んで暮らしも生き方のスッキリと！」 ・講師：佐藤亮介さん（整理ist, 整理整頓アドバイザー） ・会場：しまね女性センター ・参加者：26名 【再掲】</p>	人権推進課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
地域における意識啓発	<p>○大田市合併10周年記念男女共同参画講演会をサンレディー大田と共催し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「志高く働くことは 思いを叶えること」 講師：赤松良子氏（公益財団法人日本ユニセフ協会会長） ・参加者：150名【再掲】 <p>○関係機関と共催した講座について、広報、ホームページ、ぎんざんテレビ等を通じて情報提供に努めた。【再掲】</p>	人権推進課
	<p>○「大田市働く女性の家」の運営委員会において、事業計画などの検討を行うことにより「サンレディー大田」を拠点施設とする男女共同参画の学習機会の充実を図った。</p>	産業企画課
	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 1,061人参加 	社会教育課

【男女平等に関する教育・学習の推進】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
幼児期における男女平等に関する教育の推進	<p>○人権・同和教育の年間指導計画を基に、園生活のあらゆる場で正しい人権感覚が身につくような保育に努めた。</p> <p>○幼児期後半になると男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別のとらえ方でなく、個々が自分の思いを素直に出し、それを受け入れられるような温かい集団づくりを心がけた。</p> <p>○男女を問わず一人一人が互いに尊重し、助け合うことの大切さを伝えるとともに、遊びや生活の様々な場面の中で随時指導を行った。</p>	教委総務課 (幼稚園)

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
幼児期における男女平等に関する教育の推進	<p>○保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないように保育を行った。</p>	子育て支援課
学校教育における男女平等に関する教育の推進	<p>○道徳の時間において、男女が互いに信頼し合い、助け合うことの大切さを指導するとともに、日常生活において、様々な場面の中で随時指導を行った。</p> <p>○男女平等の理念に基づき、学校経営、学級経営を行った。</p> <p>○教職員、児童ともに子どもの名前を〇〇さんと呼び合うようにして、一人ひとりを大切にしようとする気持ちを育てた。</p> <p>○児童会を中心として全校遊びの時間を作り、ともに触れ合うことで児童相互の人間関係づくりを行った。</p> <p>○意図的、計画的な縦割り班づくりをして、男女関係なく誰とでも仲良く活動できるようにした。</p> <p>○「あすてらす」の職員の方に講師として来ていただき、絵本の読み聞かせやクイズなどで児童が男女共同参画について学ぶ時間を設けた。</p> <p>○男女混合名簿を作成した。</p> <p>○公民分野の中で、憲法の「法の下での平等」、「家庭生活における平等」、「女子差別撤廃条約」、「男女雇用機会均等法」、「求人広告における問題点の指摘」、「男女共同参画社会基本法」の学習を通して、性別にかかわらず個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現について学習を進めた。</p> <p>○家庭科の学習で、家庭は男女が協力して築いていくことを学習した。</p>	教委総務課 (小・中学校)
教職員・保護者への啓発活動	<p>○教職員が人権・同和教育研修会へ参加し、意識啓発を行い、お互いが一人一人を大切にしたり、男女が共に理解、協力しながら生活していくことの大切さを確認しあった。</p> <p>○園から発行しているすくすくだよりやクラスだより等に関連記事を掲載し、保護者への男女平等社会への意識付けを行った。</p> <p>○母の日や父の日にかかわる取組みについて職員間で話し合い、ファミリーデーを設けて活動に取り入れた。</p>	教委総務課 (幼稚園)

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
教職員・保護者への啓発活動	<p>○仕事の分担について、男女にかかわらず適材適所で校務分掌を振り分けた。</p> <p>○まちづくりセンターとPTAが連携して、人権研修会を開催し、教職員・保護者のみならず、地域の方々も含めた意識の啓発を行った。</p> <p>○教職員が人権・同和教育研修会へ参加し、意識啓発を行った。</p> <p>○人権をテーマにした学習や集会・講演会等を地域に公開することで、地域全体で人権について考える機会とした。</p> <p>○校内職員研修において、ジェンダーにとらわれず生徒を指導することについて共通認識を図った</p> <p>○管理職によるハラスメントについての教職員研修会を実施した。</p> <p>○校区内児童生徒と同居する20歳以上の男女を対象に、男女平等に関する項目を含む意識調査を行い、集計結果の一部を学校だよりに掲載し、校区内の全戸に配布した。</p>	教委総務課 (小・中学校)
	<p>○保護者の参加する園行事（保育参加等）において意見交換し、男女共同参画に関して保護者の意識啓発に努めた。</p> <p>○男性保育士の勤務する保育所が増えている中、仕事の分担について、男性、女性に関係なく園務分掌を振り分けた。</p>	子育て支援課
社会教育の推進	<p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/12) 【再掲】</p>	人権推進課
	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 1,061人参加 	社会教育課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
社会教育の推進	○各まちづくりセンターにおいて、公民館との共催により、人権・同和教育講演会、三世代交流事業等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。	地域振興課

基本目標 2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

【政策・方針決定過程への参画推進】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
市の審議会等委員への女性の参画推進	○各課へ各種審議会等における女性の登用について文書による依頼を行った。また、各種審議会等における女性の参画状況調べを実施した。 各種審議会等への女性の参画率 31.2% (平成27年4月1日現在)	人権推進課
市の外郭団体等の長への女性の積極的な登用	○各課へ関係する外郭団体等における女性の登用について文書による依頼を行った。	人権推進課
女性職員登用等の促進	○女性職員の昇任 (平成27年4月1日付定期人事異動) 1. 女性職員数 173名 2. 昇任総数 11名 (課長級1名、係長級7名、主任級3名) 3. 役職ごとの人数 (平成27年4月1日現在) 課長級 2名 課長補佐級 16名 係長級 37名 主任級 100名	人事課

【各種機関、団体、企業等への働きかけ】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
地域における女性の参画の促進	○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/12) 【再掲】	人権推進課
	○自治会長448人のうち、女性の会長は12人となっている。	総務部総務課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署										
地域における女性の参画の促進	<p>○市内7公民館職員 館長、主事14人 (うち女性 6人、全体の43%、全て公民館主事)</p> <p>○市内7公民館運営委員会 委員97人 (うち女性23人、全体の24%)</p> <p>○その他の委員</p> <table border="0" data-bbox="470 510 1233 741"> <tr> <td>社会教育委員</td> <td>15人 (うち女性 5人、全体の33%)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進審議会委員</td> <td>11人 (うち女性 3人、全体の27%)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td>25人 (うち女性11人、全体の44%)</td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議会委員</td> <td>8人 (うち女性 1人、全体の13%)</td> </tr> <tr> <td>図書館協議会委員</td> <td>10人 (うち女性 3人、全体の30%)</td> </tr> </table>	社会教育委員	15人 (うち女性 5人、全体の33%)	スポーツ推進審議会委員	11人 (うち女性 3人、全体の27%)	スポーツ推進委員	25人 (うち女性11人、全体の44%)	文化財保護審議会委員	8人 (うち女性 1人、全体の13%)	図書館協議会委員	10人 (うち女性 3人、全体の30%)	社会教育課
社会教育委員	15人 (うち女性 5人、全体の33%)											
スポーツ推進審議会委員	11人 (うち女性 3人、全体の27%)											
スポーツ推進委員	25人 (うち女性11人、全体の44%)											
文化財保護審議会委員	8人 (うち女性 1人、全体の13%)											
図書館協議会委員	10人 (うち女性 3人、全体の30%)											
企業・団体等への女性の参画の促進	<p>○大田市婦人団体連絡協議会への補助金を交付し、活動を推奨 (活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画、環境学習等の会員研修の実施 4回 240人参加 ・春・秋の彼岸市及び市内公共施設の清掃活動 5回 74人参加 ・環境美化活動(市役所玄関前プランター花の入れ替え等)を実施 	社会教育課										
農山漁村における女性の参画促進	<p>○大田市の島根県指導農業士13名の内、女性が3名を占めており、地域農業の政策の決定に女性の意見反映が図られている。</p> <p>○大田市人・農地プラン検討委員会設置要綱に基づく委員12名の内、女性委員4名を選任し、女性の意見が反映できる体制を継続した。</p>	農林水産課										
	<p>○女性農業委員との連携により農業委員会活動の充実強化を図るとともに、農村女性の地位向上と地域農業の振興に資することを目的に「しまね女性農業委員の会」へ加入している。</p> <p>○「しまね女性農業委員の会総会及び研修会(会場・あすてらす)」に参加(出席者28名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：6月15日(総会及び研修会) ・平成28年度からの農業委員会制度見直しを見据えた女性農業委員の登用への取り組みとその他自己啓発研修活動等平成27年度の事業計画が決定され、研修会では農業委員会だより等を活用した女性委員の活動のPR方法についての講義を受講した。 	農業委員会										

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
農山漁村における女性の参画促進	<p>○「中国・四国ブロック女性農業委員研修会（会場・ホテル白鳥）」に参加（出席者140名）</p> <p>・開催日：11月15～16日</p> <p>15日は、農業委員会制度改革について、及び新制度での女性農業委員の登用への課題と推進、求められる役割についての情報提供と兵庫県的女性農業士による講演を聴講。</p> <p>16日は、活動についてのグループ討議。（大田市の参加は15日のみ）</p>	農業委員会

【女性の人材育成】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
<p>地域リーダーの育成</p>	<p>○あすてらすフェスティバル2015(6/13)を島根県と共催で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「笑って考えるワーク・ライフ・バランス ～イクメン東大教授の指南するもっと子育てしやすい社会」 講師： 瀬地山角氏（東京大学大学院総合文化研修科教授） ・参加者：300名 【再掲】 <p>○男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。</p> <p>【再掲】</p> <p>○男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。</p> <p>撮影場所：大森町 西性寺【再掲】</p> <p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「続・輝くシニアになるための男の生き方セミナー 一生使える整理力整理整頓のコツを学んで暮らしも生き方のスッキリと！」 ・講師：佐藤亮介さん（整理ist, 整理整頓アドバイザー） ・会場：しまね女性センター ・参加者：26名 <p>【再掲】</p>	<p>人権推進課</p>

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
地域リーダーの育成	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学习事業 13回開催1,061人参加 	社会教育課
女性の社会参画促進のための情報提供	<p>○男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。【再掲】</p> <p>○男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。</p> <p>撮影場所：大森町 西性寺【再掲】</p> <p>○関係機関と共催で開催した講座について、広報、ホームページ、ぎんざんテレビ等を通じて情報提供に努めた。【再掲】</p>	人権推進課

基本目標3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

【家庭生活と他の活動の両立支援】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進	<p>○あすてらすフェスティバル2015(6/13)を島根県と共催で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「笑って考えるワーク・ライフ・バランス ～イクメン東大教授の指南するもっと子育てしやすい社会」 講師： 瀬地山 角氏（東京大学大学院総合文化研修科教授） ・参加者：300名 【再掲】 	人権推進課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
<p>固定的な性別役割 分担意識の払拭の ための啓発促進</p>	<p>○男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとぎんざんテレビに出演しPRした。</p> <p>【再掲】</p> <p>○男女共同参画サポーターや大田ネットワーク「ひまわり」と連携し、しまね女性センターが制作した「男女共同参画かるた」の川柳を利用した内容の寸劇による啓発番組を制作した。</p> <p>撮影場所：大森町 西性寺【再掲】</p> <p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。（3/12）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「続・輝くシニアになるための男の生き方セミナー ～一生使える整理力整理整頓のコツを学んで暮らしも生き方のスッキリと！～」 ・講師：佐藤亮介さん（整理ist, 整理整頓アドバイザー） ・会場：しまね女性センター ・参加者：26名 【再掲】 <p>○大田市合併10周年記念男女共同参画講演会をサンレディー大田と共催し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「志高く働くことは 思いを叶えること」 講師：赤松良子氏（公益財団法人日本ユニセフ協会会長） ・参加者：150名【再掲】 	<p>人権推進課</p>
	<p>○「サンレディー大田」主催により「トークサロン」講座等を実施。また大田市（総務部人権推進課）と「サンレディー大田」の共催により、講演会を開催するなど、男女共同参画の意識啓発に努めた。</p>	<p>産業企画課</p>
	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催1,061人参加 	<p>社会教育課</p>

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進	<p>○男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共催により、シニア世代の男性を対象に、性別役割意識を見直し、男女共同参画の視点から自身の生活をマネジメントできることをめざし、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「続・輝くシニアになるための男の生き方セミナー ～一生使える整理力整理整頓のコツを学んで暮らしも生き方のスッキリと！～」 ・講師：佐藤亮介さん（整理ist, 整理整頓アドバイザー） ・会場：しまね女性センター ・参加者：26名 【再掲】 	社会教育課
	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催1,061人参加 	社会教育課
	<p>○「男の料理教室」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北三瓶まちづくりセンター 1回 10人参加 ・福波まちづくりセンター 1回 15人参加 ・湯里まちづくりセンター 4回 33人参加 ・仁万まちづくりセンター 3回 27人参加 ・宅野まちづくりセンター 2回 25人参加 ・馬路まちづくりセンター 2回 19人参加 <p>○小学校の家庭科（ミシン）授業において、担当教員の補助を務め、子どもたちにミシンの使い方の指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長久まちづくりセンター地域福祉活動 ・対象～長久小学校5年生 27人、6年生31人 ・6回実施、指導者4人（男性1人、女性3人） 	地域振興課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
子育て支援の充実	<p>○仕事と家庭の両立支援として多様な保育サービスの提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園における特別保育事業の実施 延長保育（9ヶ所）、一時保育（17ヶ所）、休日保育（2ヶ所）、病児・病後児保育（自園型3ヶ所・オープン型1ヶ所） ・放課後児童クラブ：9ヶ所 （大田くわんぱく・ラブリー・あゆみ）・長久・久手・朝波・仁摩・温泉津、大田いきいき） 受入児童数 延3, 264人 ・ファミリーサポートセンター事業：会員数157人 	子育て支援課
	<p>○妊産婦面接、妊婦健診・妊婦歯科検診の助成により、妊娠期からの支援を継続。</p> <p>○乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。</p> <p>○母子保健推進員による妊婦支援、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークル、サロンの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援体制を継続して整備。</p> <p>○助産師・保健師による家庭訪問を全数対象とし産後早期からの育児支援体制の充実を図った。</p> <p>○不妊で悩む方のために、一般不妊治療費等助成制度による助成を継続し、経済的負担の軽減を図った。</p>	健康増進課
	<p>○幼稚園においては、「預かり保育」や「保育後の園庭開放」を実施したり、未就園児の行事等への参加を呼びかけたりすることで、子育て支援の充実を図り、男女がともに安心して育児や子育てができる環境づくりを進めた。</p> <p>○個人懇談会やクラス懇談会をとおして保護者と話し合ったり、子育てについての悩み等が気軽に相談したりできるような雰囲気作りに努めた。</p>	教委総務課 (幼・小・中)

【労働条件（働く環境）整備】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
雇用の平等に向けた企業への啓発	○実績なし	産業企画課
企業の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	○男女雇用機会均等月間の周知（HP）を行った。	産業企画課
女性が働き続けるための環境整備	○母性健康管理指示カードの周知と啓発を行った。 ○事業主への母性保護に関連する法律の遵守についての啓発に努めた。	健康増進課
	○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定	人事課
職場のセクシュアル・ハラスメントの防止	○実績なし	人権推進課 人事課 産業企画課

【農林水産業等におけるパートナーシップの確立】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
固定的性別役割分担意識の払拭の啓発	○JAしまね石見銀山地区本部では、女性のJA参画を働きかけており、他のJAに比較しても総代に占める女性の割合は18%と高く、女性の積極的な参画により、女性が求めるJA運営の把握と事業への意見反映が図られている。また、JA女性部の一部の支部では、部員が地域のまちづくりセンターの活動と連携して「男の料理教室」の講師をはじめ、新たに学校給食にかぼちゃを出すかぼちゃ会を立ち上げる等、男女の役割分担意識払拭の啓発活動を実践している。	農林水産課
農林水産業及び自営業における女性の参画促進	○島根県指導農業者3名の内1名は、家族経営協定を結び、認定農業者である夫（法人化）の共同経営者として積極的に自家の農業経営に関わりと共に、自身も青年農業者等の後継者の育成、指導に取り組んでいる。	農林水産課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
農林水産業及び自 営業における女性 の参画促進	<p>○農業経営における女性の役割を適正に評価し、対等なパートナーとして経営に参画できるという観点からも、家族経営協定の普及啓発を行っている。【再掲】</p> <p>○家族経営協定の普及啓発並びに協定締結への働きかけに、女性農業委員として参画できるようになった。【再掲】</p>	農業委員会
女性の経済的地位 の向上	<p>○J Aしまね石見銀山女性部では、新たに旬彩工房「きれんげ」による地元産野菜を利用した惣菜の日を月 2 回設けるなど地産地消の取組みを進めると共に、各種文化的な活動の実施や他の J A 女性人の交流を積極的に実施し、自己啓発に努めている。</p> <p>○石見銀山産直出荷者協議会会員 2 6 9 名の内、女性の登録者数がその 5 割近くを占めており、年間を通じた農産物の生産・出荷により、継続的・安定的な収入の確保を目指している。</p> <p>○J Aしまね石見銀山女性部加工グループ旬彩工房「きれんげ」が主体的な取り組みとして、「地産地消弁当」の定期的な販売や、「農家レストラン」を開催し、地元産野菜の P R や「食」と「農」の関わりに理解を求める活動に取り組んでいる。</p>	農林水産課
	<p>○農業経営における女性の役割を適正に評価し、対等なパートナーとして経営に参画できるという観点からも、家族経営協定の普及啓発を行っている。【再掲】</p> <p>○家族経営協定の普及啓発並びに協定締結への働きかけに、女性農業委員として参画できるようになった。 【再掲】</p>	農業委員会

【みんなが安心して暮らせる環境の整備】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
高齢者等の社会参 画の促進	<p>○介護予防教室の実施 3 5 回開催 7 0 0 人参加（男性 2 1 0 人、女性 4 9 0 人）</p> <p>○高齢者の地域活動への参加促進の機会として地域介護予防活動支援事業を実施した 2, 2 4 6 回開催 1 9, 9 3 7 人参加</p> <p>○体力アップ教室（マシントレーニングにより筋力増強をはかり、転倒骨折予防・運動機能改善に資する目的のもの） 市内 3 カ所にて 1 2 0 回開催 延べ 6 7 6 人参加</p> <p>その他、地区サロンの方を対象に、体験版体力アップを実施した</p>	介護保険課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
高齢者等の社会参画の促進	<p>○学社連携・融合の各種事業（放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、ふるさと教育推進事業等）の中で、特に高齢者の持つ豊かな経験と知識・技能を活かせるよう努めており、地域講師やボランティアとして年間を通じての参画あり。</p> <p>○公民館事業の中で、高齢者と子ども達のふるさと学習講座を実施。2回実施 135人参加</p>	社会教育課
介護サービスの充実	<p>○介護保険制度やサービス内容の周知に努めた。</p> <p>○介護保険サービスについての相談、支援を実施した。</p>	介護保険課
男女のニーズの違いに配慮した防災対応策の構築	<p>○幼児、高齢者等にも対応したおかゆやビスケット、アレルギー物質不使用の乾燥米などの食料に加え、簡易トイレを屋外で使用する際に覆うことができるパーソナルテントや避難所等でプライバシーを確保するための簡易間仕切りなどを備蓄した。</p>	危機管理室

基本目標 4 人権の尊重

【女性等に対するあらゆる暴力の根絶】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
市民への意識啓発・広報	<p>○「女性に対する暴力をなくす運動」や「女性の人権ホットライン」の開設について、ホームページや、街頭活動でチラシを配布し周知を行った。</p> <p>・開催日：11月17日 ・場所：イオン大田店</p>	人権推進課
市民への意識啓発・広報	<p>○児童虐待について関係機関と協力し、市内のショッピングセンターにおいて街頭活動を実施した。（参加者：25名）</p> <p>○青少年育成・児童虐待防止・こども若者支援講演会を開催。</p> <p>開催日：平成28年2月28日（日）</p> <p>場 所：大田市民センター</p> <p>講 師：小村 俊美 氏（小村臨床心理士事務所 所長）</p> <p>参加者：66人</p>	子育て支援課

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
女性相談窓口の周知	<p>○市庁舎 1 階女性トイレ及び 1 階ロビーに相談窓口の案内カードの配置を続けている。</p> <p>○ホームページにおいて、島根女性相談センターや各児童相談所の相談窓口も周知した。</p> <p>○「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」を開催し、事例発生時に機動的に対応できるように庁内の連携強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：7 月 2 3 日 ・参加者：税務課、総務福祉課、子育て支援課、健康増進課、高齢者福祉課、市民課、教育委員会総務課、温泉津支所、仁摩支所、政策企画課、情報企画課、温泉津支所、仁摩支所、 	人権推進課
	○DVや児童虐待に関する相談窓口が島根県女性相談センターや児童相談所であることの周知に努めた。また、関係機関と連携し、月 1 回実務者会議により情報を共有し、研修を重ね、具体の事例発生に対応できるように努めた。	子育て支援課
子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組	<p>○1 1 月の児童虐待防止推進月間にあわせ、街頭キャンペーンを行った。</p> <p>○市内の小中学校及び幼稚園、保育園で啓発ポスターの掲出、チラシの配布を行って、虐待防止の啓発、相談窓口の周知を行った。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の代表者会議を開催し、関係機関との連携協力を図った。</p>	子育て支援課

【メディアにおける女性の人権の尊重】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
メディアにおける人権尊重のための広報・啓発	○実績なし	人権推進課
公的刊行物における性差別につながる表現の促進	○広報おおだの編集作業及びホームページの随時の情報更新作業においては、提出された原稿の表現方法などについて精査し、適当でないものについては、その都度修正等を行い、性差別につながる表現を使用しないよう努めた。	政策企画課

【生涯を通じた健康づくり及び性教育】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
<p>生涯を通じた健康づくりの推進</p>	<p>○健康増進計画（第2期）に基づき、市民・地域の関係団体・行政が、それぞれの役割を持ち、健康づくりを推進した。また、地域全体で健康づくり活動を推進する「健康づくりはまちづくり推進事業」を推進し、市内6地区で取り組みを実施している。</p> <p>○健康づくりの推進のため、特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談、家庭訪問を実施した。</p> <p>○がん検診推進事業として、乳がん検診、大腸がん検診の節目年齢の方を対象に、無料クーポン券・がん検診手帳を送付し、がんの早期発見のための啓発を実施した。</p>	<p>健康増進課</p>

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
性に関する教育の 推進	<p>○大田高校、邇摩高校の文化祭において、生徒を対象とした性に関する教育、相談を実施した。また、「性感染症予防」啓発のため、パンフレットを配布した。</p> <p>○市内小中学校で思春期赤ちゃんふれあい体験学習事業を継続実施し、乳児とその保護者から育児について男女ともに育児について学ぶ機会としている。</p>	健康増進課
	<p>○保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう保育を行った。</p> <p>○生命の大切さや、生涯を通して健康に生活することの大切さを知らせた。</p> <p>○紙芝居、絵本等を通じて、生命誕生の不思議さ、生命の大切さを教えた。</p>	子育て支援課
	<p>○性教育を計画的、組織的に推進し、お互いの生命を大切にし、健康に生きようとする意識や態度を育てた。</p> <p>○各学年の発達段階に応じた性教育の授業公開を全学級で実施し、家庭でも性教育について一緒に考えてもらうきっかけづくりを行った。</p> <p>○全体計画、年間指導計画に基づき、学級活動、理科、体育の時間において計画的、組織的に指導を進め、自他の生命を大切にし、生涯を通じて健康に生きようとする意識や態度を育てた。</p> <p>○人権や性に関する学習を保護者に対して公開したり、学習内容を便りで知らせたりした。</p> <p>○「バースディプロジェクト」や公民館活動と連携しての「赤ちゃん交流事業」を実施して、生命の大切さや家族への感謝を感じる気持ちを育てた。</p> <p>○保健体育の授業や養護教諭の取り組みを通して、性教育の推進を図った。</p> <p>○鳥取県在住の助産師を招き、講演会を行った。生徒が共感をもてるような性にかかわる題材を話していただき、性についての意識を高めることができた。</p> <p>○全学年の保健体育・道徳・学級活動を中心に「男女の性の特徴」「異性への正しい理解」などの学習を行った。</p> <p>○学校保健委員会で鳥取大学の高塚人志先生に講義をしていただいた。互いを尊重し理解し合うことを学習した。</p>	教委総務課 (小・中学校)

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
性に関する教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市立病院の産婦人科医を講師に招いて、望ましい男女交際のあり方、命の尊さに主題をおいた全校生徒を対象としての性教育講演会を実施した。 ○島根県助産師会主催の「バースディプロジェクト」を通して、命の尊さなどを学んだ。 ○「赤ちゃんふれあい体験」で乳幼児親子とのふれあいを通して、生命の尊さや家族の絆の大切さなどを学んだ。 ○養護教諭と連携しながら、保健体育の授業で、「性感染症」について学習するとともに、パートナーを尊重した言動について、考える学習を行った。 ○養護教諭と連携を取りながら、学校公開日において、学級担任が「男女の関わり」や「性差による意識の違い」「デートDV」「男女の意識の違い」をテーマに、公開授業を実施した。 	教務総務課 (小・中学校)

【男女平等の視点に立った人権教育の推進】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
<p>小・中学校における人権教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・同和教育に焦点を当てた公開授業や、一人ひとりを大切にする態度を養う「人権週間」の取組を実施した。 ○全体計画・年間計画に基づいて、人権教育を推進し、人権意識を高めた。また、男女混合のグループや縦割り班での活動を取り入れ、人間づくりに努めた ○保護者や地域住民に向けて人権教育の視点に立った授業を公開したり、講演会を持つなどして人権意識の高揚に努めた。 ○道徳・学級活動・全教育活動を通して、全学年で生命尊重、家族愛、友情、助け合い、敬愛などの指導を行った。 ○各学年の実態に応じた人権・同和教育の授業公開を全学級で実施した。 ○全教職員が人権・同和教育研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。 ○米作りや運動会、文化祭の行事を地域と一緒に進めることで、相手に感謝し他者を尊重しようとする態度の育成を図った。 ○人権の花運動に取り組み、生命を尊重する心、きれいなものに感動する心を培った。 ○第3学年社会の学習において、基本的人権の尊重（男女の尊厳、男女共同参画社会の実現などを含む）について指導し、人権課題の認識と人権尊重への意欲を高めるよう取り組んだ。 ○生徒会主催の人権集会を開き、学校生活におけるあいさつについて考え、男女にかかわらず、より良い人間関係を築くために生徒一人一人が行動目標を設定した。 ○人権週間にあわせて、生徒会主催の人権集会を開き、生徒にとって身近な学校生活に関わる場面（相手の立場・人権に配慮した言葉のあり方・使い方）について考える機会を持ち、理解を深めた。 ○人権集会を開き、今年度は法務省の人権啓発活動年間強調事項の17項目を確認した。その中に女性の人権をはじめとする様々な人権問題があることを学習した。 	<p>教委総務課 (小・中学校)</p>

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
あらゆる機会を捉えた人権教育の実施	<p>○「広報おおだ」に、毎月人権に関する記事を掲載し啓発に努めた。</p> <p>○おおだふれあい会館の教養講座受講者に対して、人権・同和問題に関わる講演会や学習会を実施した。</p> <p>開催日：4月23日、6月30日、8月24日、10月29日、3月1日 計5回</p> <p>○大田職業安定所と共催で、10人以上の従業員を抱える市内の企業の人事担当者を対象に「公正採用選考推進セミナー」を開催した。</p> <p>開催日：9月4日</p> <p>場所：おおだふれあい会館</p> <p>演題：「ハラスメントの理解と防止に向けて」</p> <p>講師：尾村幸行氏(島根県西部人権啓発推進センター啓発指導講師)</p> <p>参加者：27事業所29名</p> <p>○「人権を考える市民のつどい」を開催し、市民の意識啓発に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回人権を考える市民のつどい <p>開催日：6月30日</p> <p>演題「ハンセン病から学び、他の人権課題につなげる」</p> <p>講師：福原 孝浩さん (NPO 法人多文化共生と人権文化 LAS 理事)</p> <p>参加者：150名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回人権を考える市民のつどい <p>開催日：8月24日</p> <p>演題：「出会いと表現」～あることをないことにしない～</p> <p>講師：大湾 昇さん(徳島県同和地区青少年団体連絡協議会)</p> <p>参加者：464名</p>	人権推進課
あらゆる機会を捉えた人権教育の実施	<p>○各公民館を中心に人権・同和教育講演会、親学講座等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 14回開催 488人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 236人参加 ・親子体験活動・交流活動 9回開催 472人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 38人参加 ・読み聞かせ研修会 5回開催 105人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催1,061人参加 	社会教育課

基本目標 5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

【国際理解の推進】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
国際的な取組情報の広報	○世界遺産の情報発信にあわせ、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」の理解、認識の促進について広報等へ掲載することで、啓発を行っている。	人権推進課
国際交流事業への女性の積極的参加の促進	○国際文化講座、韓国文化体験講座参加者の大部分が女性となっている。 ○まちづくりセンターや公民館が実施する講座の企画立案や運営には、女性も積極的に参画している。 ○日本語教室の運営には多くの女性ボランティアスタッフが携わっている。	総務部総務課
	○国際交流事業を開催し、多くの女性が積極的に参加した。 ・大田まちづくりセンター 「大田在住の外国人の人とふれあう会」9月20日 39人参加 ・仁万まちづくりセンター 「国際交流 in N i m a」 延べ 381人参加 7月5日・12日・26日、8月2日・9日・16日、 10月17日・30日、1月9日・16日・23日・31日	地域振興課

【在住外国人等への対応】

具体的施策	実 施 内 容	担当部署
外国人相談窓口の開設	○外国人の相談に対しては、外国語で対応できる「あすてらす女性相談室」を紹介している。	人権推進課
	○島根県外国人地域サポーターが1名配置され、外国人住民からの相談窓口となっている。 ○在住外国人共生市民の会が結成され、外国人住民の諸課題について、市と意見交換を行った。 ○育児や教育を中心とした外国人住民からの相談については、市の担当部署では対応できない内容もあり、外国人地域サポーターや民生児童委員などと連携して対応している。 ○日本語教室のボランティアグループによる「国際交流のつどい」が開催され、市内在住の外国人が参加し、生活相談や情報交換、ネットワークづくりが図られた。	総務部総務課

資料編

大田市男女共同参画推進条例

すべての男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等であることは日本国憲法に謳われており、男女平等に向けた様々な取り組みが、国内外において進められてきた。

大田市においても男女共同参画計画を策定するなど、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、大田市において性別による固定的な役割分担意識と、またそれらに基づく社会通念、慣習、制度は依然として残っている。こうした状況を踏まえ、すべての男女が互いに尊重し、パートナーと認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が私たちの願いである。

ここに私たちは、男女共同参画を推進し、男女の対等なパートナーシップのもと、すべての男女が自らの存在に誇りが持て、喜びも責任も分かち合える活力ある大田市を築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、大田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、すべての男女が心豊かに、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な発言や行動のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進においては、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進においては、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画の推進においては、男女が相互の協力と社会の支援の下に、仕事と家事、育児及び家族の介護又は地域における活動とを両立して行うことができなければならない。
- 5 男女共同参画の推進においては、国際社会における取組と密接に関連していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進のため、政策決定の機会やその他必要な場面において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、労働及び雇用に関連する法律を遵守するとともに、その事業活動において積極的改善措置などを講ずるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(男女共同参画の推進に関する情報提供)

第8条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、すべての男女の尊厳が平等に守られるような意識を育む学習の機会の提供に努めるとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための情報を収集し、提供するものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報等の表示において、性別による役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第15条第1項に規定する大田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に対する市民及び事業者の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第12条 市は、市民及び事業者に広く男女共同参画に対する関心と理解を深める施策を行うとともに、男女共同参画を推進するために男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、毎年6月23日から6月29日までの1週間とする。

3 市は、男女共同参画推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(市民相談等)

第13条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等と連携を図り、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の推進及び実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更に関して、調査審議し、答申すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）第16条の規定に基づき、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 市内事業者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第27号の2）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）に基づく、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 大田市男女共同参画計画における具体的施策の推進及び大田市男女共同参画計画の変更、見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部長（市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。）及び支所長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協力体制)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係する部課等の所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、資料の提出又は説明を求められた所属長は、これに積極的に協力しなければならない。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号の5）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

各種審議会等女性の参画状況調べ
 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等女性の登用

(平成27年4月1日現在)

	審議会等名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)
1	大田市防災会議	35	3	8.6
2	大田市民生委員推薦会	7	1	14.3
3	大田市国民健康保険運営協議会	21	1	4.8
4	大田市介護認定審査会	27	15	55.6
5	大田市環境審議会	15	4	26.7
6	大田市公民館運営審議会	15	5	33.3
7	大田市社会教育委員	15	5	33.3
8	大田市スポーツ推進審議会	11	3	27.3
9	大田市立図書館協議会	10	3	30.0
10	大田市文化財保護審議会	8	1	12.5
11	大田市都市計画審議会	16	3	18.8
12	大田市地域審議会	31	5	16.1
13	大田市国民保護協議会	35	3	8.6
14	大田市個人情報保護審査会	5	1	20.0
15	大田市情報公開審査会	5	1	20.0
16	大田市男女共同参画推進委員会	10	6	60.0
17	大田市予防接種健康被害調査委員会	7	0	0.0
18	大田市水道水源保護審議会	10	1	10.0
19	大田市働く女性の家運営委員会	11	5	45.5
20	大田市営住宅等入居者選考委員会	5	1	20.0
21	大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会	11	3	27.3
22	石見銀山景観保全審議会	11	3	27.3
23	石見銀山遺跡整備検討委員会	10	2	20.0
	合 計	331	76	22.9

その他目標の対象とする審議会等女性の登用

(平成27年4月1日現在)

	審 議 会 等 名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)
24	大田市まちづくり委員会	83	11	13.3
25	大田市人権尊重のまちづくり審議会	20	4	20.0
26	大田市青少年育成市民会議	23	3	13.0
27	大田市生涯現役いぶし銀が支えるまちづくり 推進協議会	16	3	18.8
28	大田市老人ホーム入所判定委員会	5	0	0.0
29	大田市介護相談員	8	5	62.5
30	大田市保健対策推進協議会	16	4	25.0
31	大田市母子保健推進員会議	36	36	100.0
32	大田市生活環境問題連絡協議会	15	5	33.3
33	大田市地域医療支援対策協議会	30	6	20.0
34	大田市就学指導委員会	14	8	57.1
35	大田市スポーツ推進委員	27	11	44.0
36	大田市山村留学推進協議会	17	4	23.5
37	大田市下水道等整備推進協議会	25	5	20.0
38	大田市地域ケア会議	12	3	25.0
39	大田市地産地消推進協議会	13	3	23.1
40	大田市子ども子育て支援推進会議	15	6	40.0
41	大田市要保護児童対策地域協議会	50	21	42.0
	合 計	425	138	32.4

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会

（平成27年4月1日現在）

	委員会名	委員総数(人)	内女性数(人)	女性の割合(%)
38	大田市教育委員会	6	1	16.7
39	大田市選挙管理委員会	4	2	50.0
40	大田市人事委員会（公平委員会）	3	1	33.3
41	大田市監査委員	2	0	0.0
42	大田市農業委員会	26	3	11.5
43	大田市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
	合計	44	7	15.9

その他法律に基づいて設置されている委員

（平成27年4月1日現在）

	委員会名	委員総数(人)	内女性数(人)	女性の割合(%)
44	行政相談委員	4	2	50.0
45	人権擁護委員	12	6	50.0
46	保護司	27	3	11.1
47	民生・児童委員	161	82	50.9
	合計	204	93	45.5

大田市男女共同参画計画の体系

(平成18年11月策定・平成23年12月改定)

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直し

- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 男女共同参画社会に向けた意識の改革
- 男女平等に関する教育・学習の推進

基本目標2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

- 政策・方針決定過程への参画推進
- 各種機関、企業、団体等への働きかけ
- 女性の人材育成

基本目標3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

- 家庭生活と他の活動の両立支援
- 労働条件（働く環境）整備
- 農林水産業等におけるパートナーシップの確立
- みんなが安心して暮らせる環境の整備

基本目標4 人権の尊重

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- メディアにおける女性の人権の尊重
- 生涯を通じた健康づくり及び性教育
- 男女平等の視点に立った人権教育の推進

基本目標5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 国際理解の推進
- 在住外国人等への対応